

古知野東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本な考え方

(1) いじめの定義

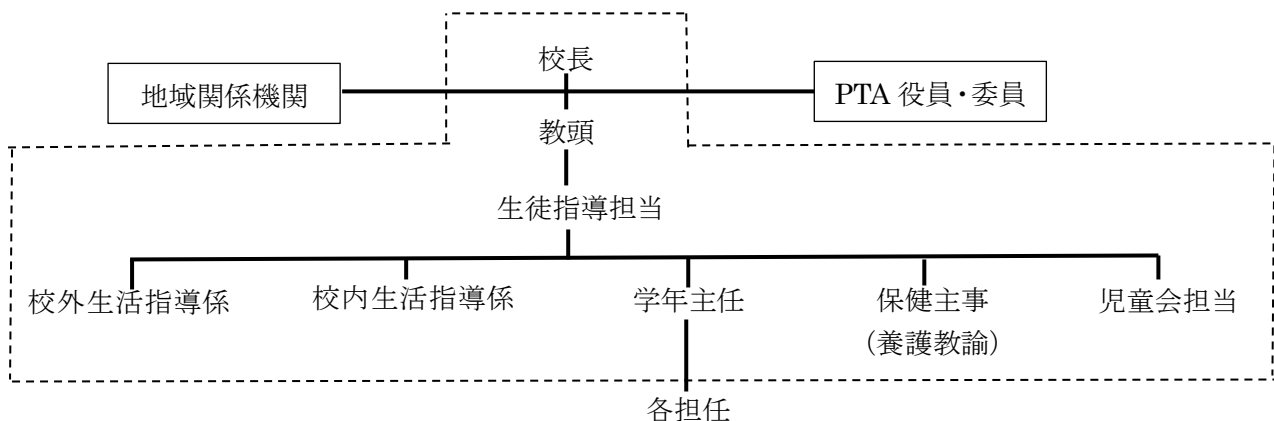
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に、また関係機関と連携して対応していく。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ防止に関する学校の考え方

学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であればならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(2) いじめの防止等に関する具体的な取組

- ・全職員の共通理解と協体制の強化を進める。
- ・児童一人一人の内・外面にわたった理解の深化を図る。
- ・豊かな人間性と自主・自律の態度を育成する。
- ・楽しい思いやりのある学校・学級づくりをめざす。
- ・具体的な事例等を利用した道徳・学級活動や学年集会、通学班集会等の集会を通して思いやりのある集団づくりを進める。
- ・いじめの予兆の発見と迅速な対応のため、アンケートや面談等を行う。

(3) いじめの早期発見の取組

- ・児童との信頼関係を深めることによりいじめや不登校の予防と早期発見・早期指導に努める。
- ・児童の表情や学級・学級生活の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢に努める。
- ・教育相談活動を定期的に行い、実態把握に努めるとともに、必要に応じていじめ不登校対策委員会を開催し、指導の強化を図る。
- ・児童の生活を知るためのアンケート等の実施をする。(調査用紙は3年間保存)
- ・通学班ノートの内容検討及びその活用と日記生活文等を活用する。
- ・日頃から、保護者・地域との信頼関係を築くことにより、円滑な連携を図るように努める。

(4) いじめに対する措置

- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたら、速やかに校長に報告をする。校長は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手だてや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応し、解消後も日常的に観察し、再発防止に努める。また「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係を作る。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- ・全職員の共通理解、保護者や地域の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、警察署、児童相談センター等の関連機関との連携の下で対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがある場合

(平成29年3月文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より)

- (2) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態発生時の組織的な対応フロー図」に基づいて対応する。(3ページ目参照)
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

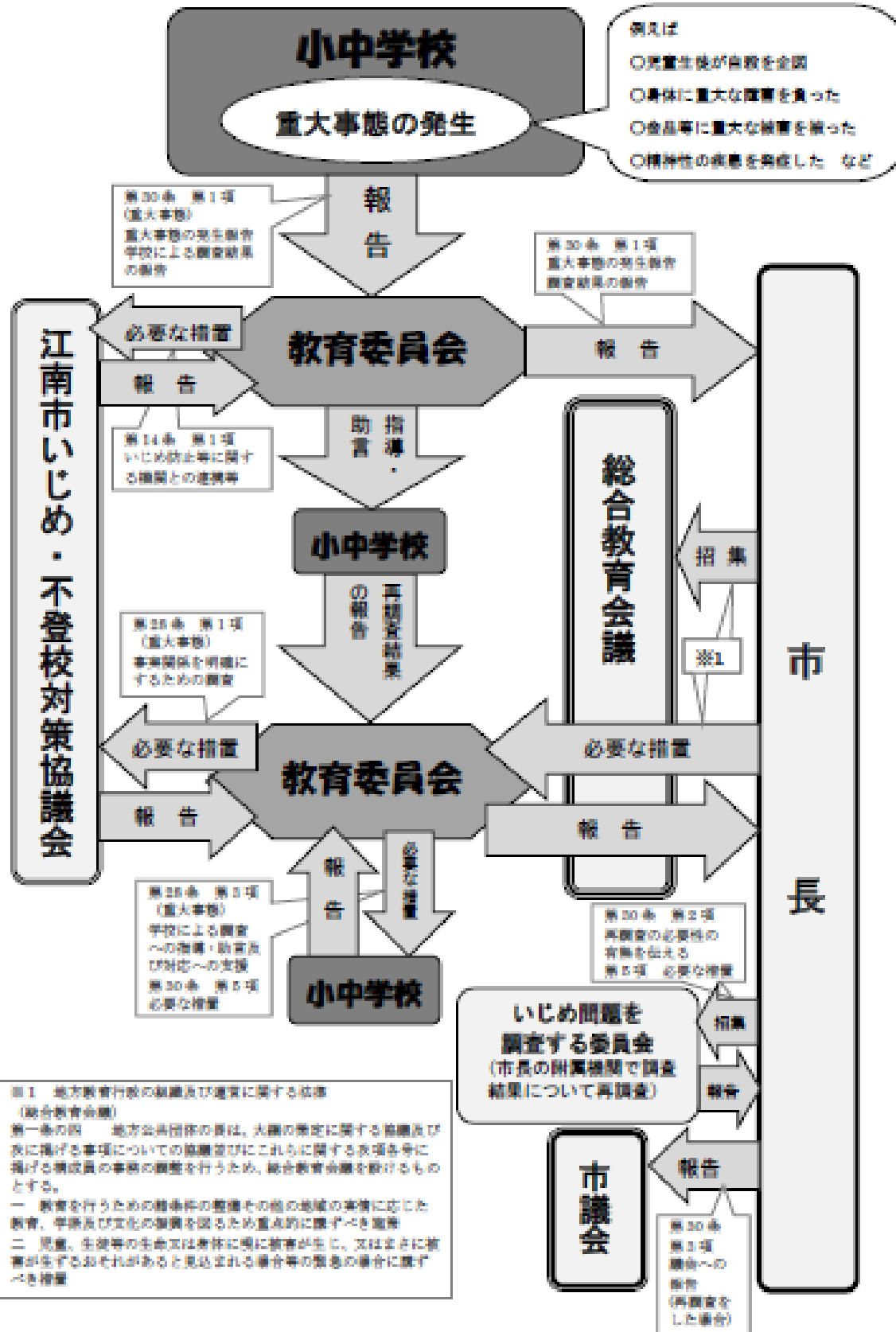
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、いじめ防止対策として進められている取組が効果的となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「古知野東小学校いじめ防止基本方針」の概要をホームページ等に掲載し、保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業中のいじめ防止のため、事前指導を行う。また、事後指導も行い、休業中の問題把握に努める。

重大事態発生時の組織的な対応フロー図



※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (総合教育会議)
 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の決定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する事項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
 一 教育を行うための種々の整備その他の地域の実情に応じた教育、学修及び文化の振興を図るため重点的に課すべき施策
 二 児童、生徒等の生命又は身体に重大な被害が生じ、又はまたに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に課すべき措置